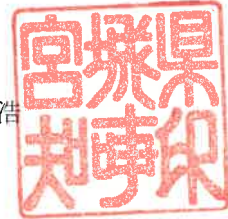


公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和6年7月22日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
  - 名称 有限会社東北シーアールディー
  - 住所 宮城県登米市南方町沼崎前122番地の1
  - 代表者の氏名 代表取締役 後藤 福子
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
宮城県登米市南方町沼崎前122番地1
- 産業廃棄物処理施設の種類  
廃プラスチック類の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第7号）
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）  
廃プラスチック類 21.6トン/日（2.7トン/時間 8時間稼働）
- 許可年月日  
令和6年7月4日
- 許可番号  
07-19-1
- 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間  
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 担当課  
宮城県環境生活部廃棄物対策課（電話 022-211-2648）